

生活保護法による保護の基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

令和六年三月二十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	改正前
<p>別表第1 生活扶助基準</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 加算</p> <p>1 (略)</p> <p>2 障害者加算</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条に規定する施設に入所している者を除く。)については、別に <u>15,690円</u>を算定するものとする。</p> <p>(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に <u>13,150円</u>を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。</p> <p>(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、<u>71,200円</u>の範囲内において必要な額を算定するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 放射線障害者加算</p> <p>放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額 <u>45,760円</u>、(2)に該当す</p>	<p>別表第1 生活扶助基準</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 加算</p> <p>1 (略)</p> <p>2 障害者加算</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条に規定する施設に入所している者を除く。)については、別に <u>15,220円</u>を算定するものとする。</p> <p>(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に <u>12,760円</u>を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。</p> <p>(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、<u>70,520円</u>の範囲内において必要な額を算定するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 放射線障害者加算</p> <p>放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額 <u>44,620円</u>、(2)に該当す</p>

る者にあつては月額 22,880 円 とする。

(1)・(2) (略)

6～9 (略)

第3章 入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費

1 入院患者日用品費

(1) (略)

(2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

ア 病院又は診療所に1箇月以上入院する者

イ・ウ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

別表第2 (略)

別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分 級地別	家賃、間代、地代等 の額 (月額)	補修費等住宅維持 費の額 (年額)
1 級地及び2 級地	(略)	<u>130,000 円</u> 以内
3 級 地	(略)	

2 (略)

別表第4・別表第5 (略)

別表第6 出産扶助基準

1・2 (略)

3 衛生材料費を必要とする場合は、6,100 円の範囲内の額を基準額に加算する。

別表第7 生業扶助基準

る者にあつては月額 22,310 円 とする。

(1)・(2) (略)

6～9 (略)

第3章 入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費

1 入院患者日用品費

(1) (略)

(2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

ア 病院又は診療所 (介護療養型医療施設を除く。以下同じ。) に1箇月以上入院する者

イ・ウ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

別表第2 (略)

別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分 級地別	家賃、間代、地代等 の額 (月額)	補修費等住宅維持 費の額 (年額)
1 級地及び2 級地	(略)	<u>128,000 円</u> 以内
3 級 地	(略)	

2 (略)

別表第4・別表第5 (略)

別表第6 出産扶助基準

1・2 (略)

3 衛生材料費を必要とする場合は、6,000 円の範囲内の額を基準額に加算する。

別表第7 生業扶助基準

1 基準額

区 分		基 準 額
(略)		(略)
技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）	<u>89,000 円</u> 以内
	(略) (略)	(略)
就 職 支 度 費		<u>34,000 円</u> 以内

2・3 (略)

別表第8 葬祭扶助基準

1 基準額

級 地 別	基 準 額	
	大 人	小 人
1 級地及び 2 級地	<u>215,000 円</u> 以内	<u>172,000 円</u> 以内
3 級 地	<u>188,100 円</u> 以内	<u>150,500 円</u> 以内

2・3 (略)

別表第9 (略)

1 基準額

区 分		基 準 額
(略)		(略)
技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）	<u>87,000 円</u> 以内
	(略) (略)	(略)
就 職 支 度 費		<u>33,000 円</u> 以内

2・3 (略)

別表第8 葬祭扶助基準

1 基準額

級 地 別	基 準 額	
	大 人	小 人
1 級地及び 2 級地	<u>212,000 円</u> 以内	<u>169,600 円</u> 以内
3 級 地	<u>185,500 円</u> 以内	<u>148,400 円</u> 以内

2・3 (略)

別表第9 (略)